

熊本市新庁舎市民交流スペース等利活用検討支援業務委託 プロポーザル実施要項

1 業務概要

(1) 業務名称

熊本市新庁舎市民交流スペース等利活用検討支援業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務目的

本市は、令和6年（2024年）8月に策定した「熊本市新庁舎整備に関する基本構想（以下「基本構想」という。）」に基づき、本庁舎及び中央区役所（以下「新庁舎」と総称する。）の整備に向けた基本計画の策定並びに基本設計及び実施設計の実施を予定している。

本業務は、委託者が新庁舎の低層部、屋上、展望スペース、屋外等に市民の憩いと賑わい創出のために設置を検討している市民交流、情報発信等、多目的に活用可能な公益性を有するスペース及びテナントを含む収益性を有する利便施設（以下「市民交流スペース等」と総称する。）について、最も適した空間となるために必要となる機能、用途、市民交流スペース等の各エリアにおける面積規模、公共と民間のバランス等について、市民の意見、民間活力導入の可能性から、様々な事業スキームの優劣を比較・検討し、整理することを目的とする。なお、検討に際しては、整備面のみではなく、運営・維持管理面においても行うこととする。

(3) 業務の対象となる施設並びに当該施設の敷地及び建物の条件

本業務の対象となる施設並びに当該施設の敷地及び建物の条件は、以下のとおりとする。また、事業スキームの検討を行う対象は、新庁舎における低層部、屋上、展望スペース、屋外等またはこれらの組合せとする。なお、基本構想においては、市民交流スペースの床面積を1,700㎡としているが、確定しているものではない。また、屋上、展望スペース、屋外等の規模についても未定である。本業務にて市民交流スペース等の各エリアにおける規模設定について比較・検討を行うものとする。

施設名称		本庁舎	中央区役所
敷地条件	建設予定地	熊本市中央区桜町3-1	熊本市中央区花畑町3-1
	敷地面積	約9,987㎡	約2,749㎡
	用途地域	商業地域	商業地域
	建蔽率	80%	80%
	容積率	600%	600%
	防火指定	防火地域	防火地域
	高さ基準※1	海拔55m	海拔55m

建 物 条 件	主な機能	行政機能、議会機能	区役所機能
	延べ床面積※2	本庁機能：約 45,700 m ² 議会機能：約 6,500 m ²	約 7,800 m ²
	用途	庁舎（令和 6 年度国土交通省告示 第八号別添二第四号第 2 類）	庁舎（令和 6 年度国土交通省告示第 八号別添二第四号第 2 類）
	耐震安全性 の分類	構造体：I 類 建築非構造部材：A 類 建築設備：甲類	構造体：I 類 建築非構造部材：A 類 建築設備：甲類

※1 熊本市景観計画の熊本城周辺地域の景観形成基準（重点地域）の一般地区における高さ基準。なお、熊本市景観計画に基づき、「市長が熊本市景観審議会の意見を聴き良好な景観形成に支障がないと認めた範囲内において、高さ基準を超えることができる」場合がある。

※2 本プロポーザル公示日時点における想定値

(4) 業務内容

別紙1「熊本市新庁舎市民交流スペース等利活用検討支援業務委託基本仕様書」（以下「基本仕様書」という。）のとおり。なお、基本仕様書中に特段の記載がない限り、基本仕様書に記載の内容は、提案内容に関わらず、必須のものとする。

(5) 履行場所

熊本市中央区手取本町1番1号ほか

(6) 履行期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月16日まで

(7) 提案上限額

20,000千円（消費税及び地方消費税含む。）

※提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は無効とする。

2 本プロポーザルに関する担当事務局

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号熊本市役所本庁舎4階
熊本市政策局庁舎整備部庁舎建設課
電 話：096-328-2089（直通）
メール：choushakensetsu@city.kumamoto.lg.jp

3 プロポーザル実施要項及び関係書類の配布

(1) 配布方法

本業務に係るプロポーザル実施要項及び関係書類（提出書類の様式等）は熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は2の担当事務局で配布する。郵送、FAX又は電子メールによる配布は行わない。

(2) 配布期間

担当事務局での配布は、令和7年(2025年)4月11日(金)午前9時から同月22日(火)午後4時までの間に行う。(熊本市の休日及び期限の特例を定める条例(平成元年条例第32号)第1条に規定する市の休日(以下「休日」という。)及び正午から午後1時までを除く。)

(3) 配布資料

- ア 熊本市新庁舎市民交流スペース等利活用検討支援業務委託プロポーザル実施要項
- イ 熊本市新庁舎市民交流スペース等利活用検討支援業務委託基本仕様書(別紙1)
- ウ 熊本市新庁舎市民交流スペース等利活用検討支援業務委託提案書等作成要領(別紙2)
- エ 熊本市新庁舎市民交流スペース等利活用検討支援業務委託契約候補者の審査及び選定に関する実施要領(別紙3)
- オ 熊本市新庁舎市民交流スペース等利活用検討支援業務委託プロポーザル評価基準(別紙4)
- カ 様式第1号～第8号
- キ 業務委託契約書(案)

4 スケジュール

内容	日程・期限
公告	令和7年(2025年)4月11日(金)
参加表明書等に関する質問の提出期限	令和7年(2025年)4月17日(木) 午後4時まで(必着)
上記質問の回答期日	令和7年(2025年)4月21日(月) 午後4時までに順次掲載
参加表明書等の提出期限	令和7年(2025年)4月22日(火) 午後4時まで(必着)
参加資格審査通知	令和7年(2025年)5月12日(月) ※予定
提案書等に関する質問の提出期限	令和7年(2025年)5月13日(火) 午後4時まで(必着)
上記質問の回答期日	令和7年(2025年)5月16日(金) 午後4時までに順次掲載
提案書等の提出期限	令和7年(2025年)5月21日(水) 午後4時まで(必着)
ヒアリングの実施	令和7年(2025年)5月下旬頃
審査結果の通知	令和7年(2025年)6月上旬頃
契約締結	令和7年(2025年)6月中旬頃※予定

※ ただし、プロポーザル参加表明者の数によりスケジュールを変更する可能性がある。

5 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

(1) 参加資格

ア 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号。以下「参加資格要綱」という。）第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

エ 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。

オ 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

カ 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。

キ 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。

ク 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。

ケ 平成27年(2015年)4月1日から参加表明書等の提出期限までの間に、国又は地方公共団体が発注した業務のうち、施設整備に係る民間活力の導入の可能性に関する調査を含む業務の元請けとして契約し、完了した実績があること。

コ 本件プロポーザルに事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。)として参加表明書を提出した場合、その組合員は単体として、参加表明書を提出することはできない。

本件プロポーザルに事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員も併せてオ及びケの要件を満たす者であること。

(2) 配置予定者の条件

配置予定者は、それぞれア又はイに掲げる条件を全て満たす者を各1人以上配置すること。履行期間を通じて、本市との打合せ又は日常的な連絡調整は、管理責任者（業務全般の管理及び統括を行う者をいう。以下同じ。）及び主たる担当者（管理責任者の管理の下で、基本仕様書第2章3業務実施項目の業務を管理及び統括する者を

いい、管理責任者と兼任する場合も可とする。以下同じ。)が行うこととする。急を要する確認事項等にも迅速に対応できる者を配置すること。

ア 管理責任者

(ア) (1)ケの業務に管理責任者又は主たる担当者として従事し、完了した経歴があること。(前職での経歴を含む。)

(イ) 提案書等の提出期限において、3か月以上継続して直接雇用関係にあること。

イ 主たる担当者

(ア) 提案書等の提出期限において、3か月以上継続して直接雇用関係にあること。

6 参加に関する制限

(1) 各参加者からの応募は1点のみとする。

(2) 次に掲げる者は参加することができないものとする。

ア 熊本市新庁舎市民交流スペース等利活用検討支援業務受託事業者選定委員会

(以下「選定委員会」という。)の委員

イ アの委員が主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者

ウ アの委員が大学に所属する場合において、その研究室に現に所属する者が在職している企業

エ 提案に関する事務を担当する熊本市の関係部局の職員

オ 本プロポーザルに参加しようとする者の間に、以下に示す資本関係・人的関係において関連があると認められた企業。なお、関係がある場合において、辞退する者を決めることを目的として当事者間で連絡を取ることは、不正な行為とは解さない。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の関係にある場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

① 親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社。以下「親会社」という。)と子会社の関係にある場合

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の関係にある場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

① 一方の会社の役員が、他方の会社役員を現に兼ねている場合

- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

7 参加表明書等の提出方法

本件プロポーザルの参加希望者は、以下に掲げる参加表明書及びその他の必要書類（以下「参加表明書等」という。）を提出すること。なお、提出に当たっては、各様式の注意書きを必ず確認の上、必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第 1 号）
- イ 参加資格審査調書（様式第 2 号）
- ウ 会社概要書（様式第 3 号）
- エ 資本関係又は人的関係確認書（様式第 4 号）
- オ 参加表明者に関する業務実績（様式第 5 号）
- カ オの業務実績が確認できる書類の写し（契約書、仕様書等の写し）
- キ 配置予定者に関する調書（様式第 6 号）
- ク キの業務実績が確認できる書類の写し（契約書、仕様書、業務体制表等の写し）
- ケ 管理責任者及び主たる担当者の雇用関係が確認できる書類

(2) 提出期限

令和 7 年（2025 年）4 月 22 日（火）午後 4 時までに必着のこと。

(3) 提出部数

正本を 1 部、副本を 7 部、電子データ（CD-ROM 又は DVD-ROM）とする。

※ 副本については、添付書類を含め、正本から商号又は名称及びそれらを類推できる表現・ロゴ等を外したもの。業務実績についても商号又は名称が分かるような表現は行わないこと。（押印不要）

※ 正本及び副本とも、紙ベース（A 4 版左とじ、横書き、片面印刷（様式第 2 号を除く。））による提出と併せてそれぞれ電子データ（CD-ROM 又は DVD-ROM）を提出すること。

(4) 提出先

2 の担当事務局

(5) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

持参の場合は、午前 9 時から午後 4 時まで（休日及び正午から午後 1 時までを除く。）とする。

郵送の場合は、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「参加表明書在中」を明記し、また、一般書留又は簡易書留等の送達記録が残る方法によること。不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。また、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

(6) 参加資格者名簿に登録されていない者の措置

5(1)アに掲げる参加資格者名簿に登録されていない者も、参加表明書等を提出できるが、プロポーザルに参加するためには、参加表明書等の提出と併せて、当該競争入札等参加資格審査申請を行い、審査を受け、かつ、競争参加の資格の確認を受けなければならない。

ア 競争入札参加資格審査申請書の配布方法

申請書様式は、熊本市ホームページへ掲載するほか、エの部局において配布する。配布時間は、午前9時から午後4時まで（休日及び正午から午後1時までを除く。）とする。熊本市ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。なお、ホームページのURLは、次のとおり。

<https://www.city.kumamoto.jp/kiji0033331/index.html>

郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による配布は行わない。

イ 提出方法

参加資格要綱に定める申請書に必要書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。なお、提出の際は封筒に入れ、封筒の表面に「プロポーザルに係る参加資格審査申請書在中」、「業務委託名」及び「参加表明書等の提出期限」を明記すること。郵送する場合は一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。受付時間は午前9時から午後4時まで（休日及び正午から午後1時までを除く。）とする。

ウ 競争入札参加資格審査申請書の提出期限

令和7年（2025年）4月22日（火）午後4時までとする。郵送する場合は、当該期限までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

エ 提出先

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所本庁舎6階
熊本市長（熊本市総務局契約監理部契約政策課物品契約班）宛

オ その他の留意事項

イの提出を行った場合は、2の担当事務局にも連絡を行うこと。

(7) 参加資格審査結果の通知

参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日の到来をもって行うものとする。ただし、(6)の申請をする者については、この限りではない。提出した全ての者

に対して、その結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）を書面により通知する（参加資格がある旨の通知を受けた者のことを、以下「プロポーザル参加者」という。）。

なお、参加表明書等を提出後に、都合により辞退したいときは、その旨を書面（様式は自由とする。）により2の担当事務局に提出すること。

8 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由を、書面（様式は自由とする。）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

9 説明会

説明会は実施しない。

10 本プロポーザルに関する質問及び回答

- (1) 本プロポーザルに関する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。
ただし、評価及び審査に支障をきたす質問は受け付けない。

ア 提出方法

質問書（様式第7号）により持参又は電子メールにより提出すること。ただし、電子メールの場合は、必ず電話で当該メールの受信を確認すること。

イ 質問書の提出期限

(ア) 参加資格等に関する質問

令和7年（2025年）4月17日（木）午後4時まで

(イ) 提案書等に関する質問

令和7年（2025年）5月13日（火）午後4時まで

ウ 提出先

2の担当事務局

- (2) (1)の質問書に対する回答は、次の期日までに順次閲覧に供するとともに、熊本市ホームページに順次掲載する。

ア 質問書に対する回答期日

(ア) 参加資格等に関する質問

令和7年（2025年）4月21日（月）午後4時までに順次掲載予定

(イ) 提案書等に関する質問

令和7年(2025年)5月16日(金)午後4時までに順次掲載予定

イ 閲覧場所

2の担当事務局

1.1 プロポーザルに参加する者が1者である場合の措置

参加する者が1者である場合は、再度公告して参加表明書等の提出期限を延長するものとする。この場合、必要に応じて案件に係る参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。再公告を行ってもなお、参加する者が1者であった場合には、プロポーザルを行うものとする。

1.2 提案書等の提出

プロポーザル参加者は、次に定める方法に従い、提案書等を提出するものとする。

(1) 提案書等・提出方法等

ア 提案書等及び提出方法

別紙2「熊本市新庁舎市民交流スペース等利活用検討支援業務委託提案書等作成要領」にのっとり作成すること。

持参又は郵送により提出すること。

持参の場合は、午前9時から午後4時まで(休日及び正午から午後1時までを除く。)とする。

郵送の場合は、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「提案書在中」を明記し、また、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によること。送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

イ 提出期限

令和7年(2025年)5月21日(水)午後4時までに必着のこと。なお、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

ウ 提出先

2の担当事務局

1.3 提案書等のヒアリングの実施

(1) 実施日時

令和7年(2025年)5月下旬頃

ヒアリングの詳細な日時、会場については、別途通知する。なお、土日祝日での開催の可能性もあるため、あらかじめ留意すること。

- (2) 提案書等に基づくヒアリングは、(3)から(9)までに定めるほか、別紙3「熊本市新庁舎市民交流スペース等利活用検討支援業務委託契約候補者の審査及び選定に関する実施要領」に沿って実施する。
- (3) 出席者は5名以内とし、配置予定の管理責任者及び主たる担当者は必ず出席すること。
- (4) ヒアリングは、対面でのみ実施する。
- (5) ヒアリングは、非公開とする。
- (6) プレゼンテーションソフトの使用は認めるが、スクリーン、プロジェクター以外は全て提案者が持参すること。
- (7) ヒアリング時の説明に際しては、提出した提案書等のうちの副本のみを使用することとし、追加書類は受け付けない。また、提案書等を説明用に加工することも不可とする。(文字の強調、配置の変更、文字・イラストの追加等も不可)
- (8) ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は提案者の提案は、無効とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等市長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリングを実施できるときは、再度市長が指示した日時にヒアリングを行うものとし、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリング等を行うことが困難であると認められるときは、このプロポーザル参加者のヒアリング評価項目は、全て0点として扱うものとする。
- (9) 契約候補者の選定結果については、プロポーザル参加者に対して書面及び電子メールにより通知する。

1.4 審査の方法等

別紙3「熊本市新庁舎市民交流スペース等利活用検討支援業務委託契約候補者の審査及び選定に関する実施要領」のとおりとする。

1.5 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 5の参加資格を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽又は重大な不備があった場合
- (3) 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- (4) 提案者が個別に選定委員会の委員及び関係市職員と接触を持つことなど、審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 1.3(3)に規定する出席者がヒアリングに出席しない場合。ただし、公共交通機関の事故等やむを得ない理由があるときは、この限りではない。
- (6) 見積額が提案上限額を超過している場合

- (7) その他選定委員会で本業務の遂行にふさわしくない明白な事情が認められた場合

1 6 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

契約候補者及び次点候補者を決定した場合は、2の担当事務局において閲覧に供し、熊本市ホームページへ掲載することにより、次に掲げる事項を公表するものとし、(1)及び(2)については、契約候補者及び次点候補者の決定後、速やかに公表する。

なお、(2)については、提案者が3者以下の場合は、契約候補者及び次点候補者の評価合計点のみを公表する。

- (1) 提案者の商号又は名称
- (2) 提案者（契約候補者及び次点候補者のみ商号又は名称を公表）の評価合計点
- (3) 契約候補者の技術提案書
- (4) 契約候補者及び次点候補者を特定した理由（審査講評）
- (5) 提案者の提案書概要版（契約候補者のみ商号又は名称を公表）

1 7 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して契約候補者として選定されなかった理由について、書面（様式は自由とする。）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

1 8 仕様の詳細に係る協議

- (1) 本業務に係る仕様の詳細については、契約候補者の提案書に記載された提案内容を基に、契約候補者と協議を行い、本市にて決定するものとする。この場合において、提案書に記載した提案内容について、契約候補者からの変更は、原則として認めないものとする。ただし、本市に不利にならない変更であって、プロポーザル方式の審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものとして本市が認めるものについては、この限りではない。
- (2) 契約候補者と協議が調わなかった場合は、次点候補者を新たな契約候補者として仕様の詳細について協議を行うものとする。この場合における当該次点候補者の提案内容の取扱いについても16のプロポーザル審査結果の公表に関する事項と同様とする。
- (3) 契約候補者と協議が調った場合は、契約候補者は当該仕様に基づき、見積書を提出するものとし、提案書等提出の際の見積価格の範囲内で本市と契約を締結するものとする。

19 その他留意事項

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則（昭和 39 年規則第 7 号）第 22 条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 契約候補者から委託を受けた保険会社と本市が公共工事履行保証契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

ウ 過去 2 年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上誠実に履行し、このことを証するために、発注者の証明（契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えることを可とする。）を提出したとき。

(3) 業務委託契約書（案）

熊本市ホームページへ掲載するほか、2 の担当事務局で閲覧に供する。

(4) 参加表明書等に関する事項

ア 提出期限までに参加表明書等又は提案書等を提出しなかった場合は、参加者として認められないものとする。

イ 参加表明書等及び提案書等の作成及び提出並びにヒアリングに係る費用は、参加者の負担とする。

ウ 提出された参加表明書等及び提案書等は、返却しない。なお、開示請求があった場合には、熊本市情報公開条例（平成 10 年条例第 33 号）の規定により対応する。

エ 提出された参加表明書等及び提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に参加者に無断で使用しない。

オ 提出された参加表明書等及び提案書等に不備等があった場合は、期限を定め、補正を求めることがある。この補正に伴う影響がある箇所については補正を認めるが、それ以外の修正・追加・削除は一切認めない。

カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

キ 提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、この提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の

措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

- (5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定の日までの間に、参加資格があると認めた者が参加資格がない者と判明した場合には、参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取消しの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由について書面により説明を求めることができる。

- (6) 契約候補者の決定後契約締結の日までの間に、契約候補者が次のいずれかに該当するときは、契約を締結しない。この場合において、契約候補者に損害が生じて、本市は、一切その責を負わない。

ア 契約候補者決定後に指名停止要綱に基づく指名停止を受けたとき。

イ 5の参加資格を満たさなくなったとき。

ウ 契約の履行が困難と認められる事由が生じたとき。

- (7) 参加表明書等及び提案書等を手書きで作成する場合は、ペン又はボールペンで記入すること。（消せるインクの使用は不可とする。）

- (8) 管理責任者及び主たる担当者の配置等

ア 参加表明書等及び提案書等に記載した配置予定の管理責任者及び主たる担当者は、原則として履行が完了するまで変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない事由が生じたときは、当初の配置予定の管理責任者又は主たる担当者と同等以上の資格及び経験を有する者を配置するものとして市長の承認を得た場合に限り、変更することができるものとする。この場合において、市長の承認を得るためには、診断書その他市長が必要と認める書類を提出しなければならない。

イ アに違反した場合は、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うものとする。

- (9) 参加者は、審査結果の通知を受け取るまでの間、選定委員会の委員及び関係市職員に対し、本プロポーザルの手続として必要な場合を除き、本プロポーザルの内容に関する面談、電話等の接触を持つこと等、審査の公平性を害する行為をしてはならない。なお、接触を強要する行為についても失格要件に該当するものとして、失格となる場合があるので留意すること。